

湯河原町地域公共交通網形成計画の改訂について

令和2年6月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、現行の湯河原町地域公共交通網形成計画を改正後の同法の規定に基づく地域公共交通計画とする必要があるため、改訂を要するものです。

【参考】関係法令抜粋

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律法附則（令和二年六月三日法律第三六号）

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成された第一条の規定による改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下この条において「旧地域公共交通活性化再生法」という。）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画は、第一条の規定による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下この条において「新地域公共交通活性化再生法」という。）第五条第一項に規定する地域公共交通計画とみなす。

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号）

（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置）

第4条 第2条の場合にあっては、新要綱第15条第1項の規定にかかわらず、令和6年度予算に係る事業までは、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であって、第2条第1項第一号の協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、旧要綱第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）に運送予定者として記載されている者とすることができる。